



SOMPO

ホールディングス

保険の先へ、挑む。

# 船舶保険



# 航海の安心と、船の安全のために。

## 船舶保険とは

船舶保険は、船舶の運航に伴って遭遇する思いもかけない海難事故——たとえば、座礁や火災などによる船舶自体の損傷や、衝突により他船や他船上の積荷または財物に与えた損害についての賠償など——により生じる経済的損失を補償する保険です。



沈没



座礁

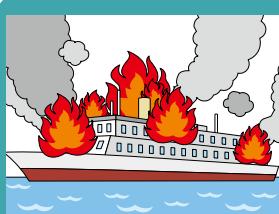


衝突

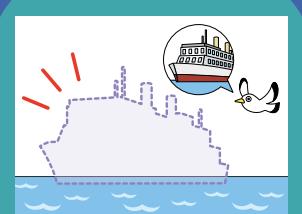


他物接触

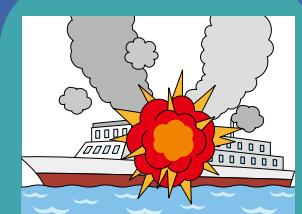
## 船舶をとりまくさまざまな海上危険



火災



行方不明



爆発



荒天遭遇

## お支払いする損害の内容

全損	全損には現実全損と推定全損があります。現実全損とは、船舶が深海に沈没して救助が不可能となった場合や、船舶が大破しその形を有しなくなったり、技術的に復旧が不可能な場合などをいいます。推定全損とは、座礁事故などを起こし救助はできても修繕費が船舶の価値(保険価額)よりも高くつく場合や、一定期間(60日間)行方不明となった場合などをいいます。	共同海損分担額	例えば船舶が座礁した際、船体を軽くするため積荷を台船に移動させたうえ、救助船の力を借りて離礁した場合、作業に要した一連の費用(積荷移動費用、救助費用など)は船舶と積荷のそれぞれの価値に応じて、お互いが負担することが法律などで決められています。これを共同海損といいます。船舶保険は、この共同海損の船舶の分担額についてお支払いします。
損害防止費用	損害防止費用とは、保険事故が発生した場合に支出する次のような費用をいいます。 <ol style="list-style-type: none"><li>損害を防止・軽減するために必要または有益な費用</li><li>第三者に対して損害の賠償を請求することができる場合に、請求権の行使、保全に必要または有益な費用</li><li>被保険者が第三者から賠償請求の訴えを提起された場合の応訴、仲裁に必要または有益な費用</li></ol>	修繕費1	沈没・座礁・座州・火災および水を除く他物との衝突(「5大危険」といいます。)によって生じた損傷の修繕費にかぎりお支払いします。例えば、船舶が航海中、舵に流木が衝突し、舵が損傷した場合、必要な修繕費をお支払いします。これに対して、船舶が航海中、ただ単に機関が故障してもその修繕費はお支払いしません。
衝突損害賠償金	他の船舶と衝突した直接の結果として相手船に与えた損害(使用利益の喪失を含みます。)、および他船上の積荷または財物に与えた損害に対して負った法律上の賠償責任を補償します。	修繕費2	上記「5大危険」以外の次の事由によって生じた損傷の修繕費をいいます。爆発、地震、津波、火山の噴火、落雷、荒天、機器の事故、船体の潜在欠陥(塗装のみに生じた事故を除きます。)、荷役作業中の事故、船長等の過失、修繕者および用船者の過失

海を渡り、大きな旅へ出る大切な財産、船舶。

損保ジャパン日本興亜の船舶保険は、大海に行く船のゆるぎない安全への道しるべ、航海を安心に導く羅針盤です。

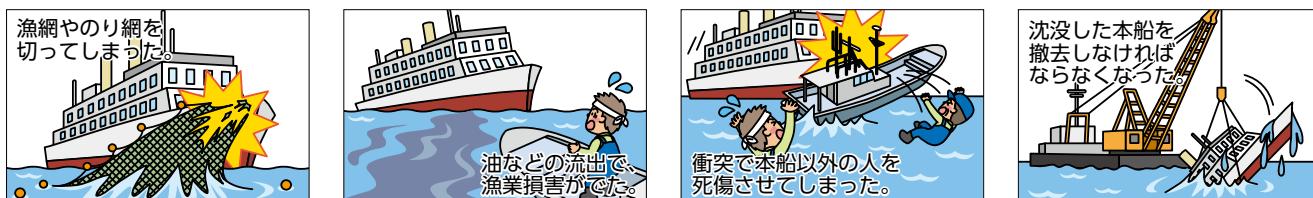
万一の事故に備えた確かな補償が、船舶と航海の無事を見守ります。

## 船舶保険のタイプ



## 船主責任保険

船舶の運航、使用または管理が原因で発生する事故に対して法律上の賠償責任を負うことによって、被る損害を補償します。



注 船舶のトン数または種類によってはお引受けできない場合がありますので、詳しくは、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 曳航者賠償責任保険(特約)

曳船船主が、日本全沿岸において被曳航物件を曳航中に被曳航物件が引き起こした事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る、次のような賠償金および費用を保険金としてお支払いします。

- (1) 被曳航物件が引き起こした曳船列外の第三者の死傷または疾病に対する賠償金
- (2) 被曳航物件が曳船列外の他船または他船の積荷やその他の財物に与えた損害に対する賠償金
- (3) 被曳航物件が港湾施設、その他の固定物、移動物または海産物等の一切の財物に加えた損害(汚染損害を含みます。)に対する賠償金
- (4) (2)、(3)に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等船列外に存在する財物の船骸もしくは残骸の引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償金

# ご契約時に必要な項目

ご契約時に必要な各種項目について、概要をご説明します。

## ① 保険契約者

保険会社と船舶保険契約を締結する人や会社などを保険契約者といいます。

保険契約者は保険会社に対し**保険料支払義務**のほか、**告知義務**(ご契約の際、保険の対象となる船舶の明細、用途、航行区域等基本的事項を間違いなくお申し出いただく義務)を負っています。また、契約内容に変更が生じる場合に、事前にご連絡いただかなければならぬ**通知事項**もあります。これらの保険契約者の義務や保険会社への連絡は、船舶の動向を十分に知っている人でなければ果たすことができません。したがって、船舶保険では、**船舶の運航、修繕、船長等乗組員の指導・任免・監督および保険の手配など運航管理に関する一切を行う人が保険契約者となります**。通常は船舶所有者が保険契約者となりますですが、はだかようせき裸用船※の場合は裸用船者が保険契約者となります。※船主は船を所有するのみで、船員の雇用や運航管理責任を他者に委ねる契約を「裸用船契約」といい、実際に運航管理を行う業者を「裸用船者」といいます。

## ② 船舶所有者

船舶の所有者です。建造保険の場合は、造船所名が保険証券上に表記されます。また、共有船の場合は複数の所有者名が保険証券上に併記されます。

## ③ 被保険者

船舶が海難事故に遭遇したために損害を受ける人や会社など、船舶保険の補償によって保険金を受け取る人や会社などを被保険者といいます。通常、**船舶所有者が該当します**。被保険者も保険契約者とほぼ同一の義務を負っています。なお、裸用船の場合は、通常、船舶の修繕などを裸用船者が行いますので、修繕費など全損金以外の保険金は直接裸用船者に支払われるよう手続きしておくのが一般的です。

## ④ 船種

船の種類です。船の種類により保険料が異なります。

### ①自航船(推進器(エンジン・プロペラなど)を持ち、自力で航行できる船舶)の場合

「船舶検査証書」の「用途欄」と実際の使用目的をもとに決定した船種です。

[例] 客船、貨物船、曳船、押船

### ②非自航船(自力で航行できない船舶)の場合

建造時の「一般配置図」、「建造契約書」または「売買契約書」などと、実際の使用目的・形状をもとに決定した船種です。

[例] 浚渫船、被曳船、起重機船、台船

### ③建造、修繕保険関連の場合

「建造契約書」または造船所で確認し決定した船種です。

## ⑤ 船名

船の名前です。

[例] 損保丸

## ⑥ 国籍

船舶の国籍です。国内のみを航行する船舶や作業船などは、ほとんどの場合「日本国」となります。

## ⑦ 船質

船舶の材質です。鋼製船舶がほとんどですが、木製やFRP(強化プラスチック)製の船舶もあり、船質によって保険料が変わるケースもあります。

## ⑧ 建造年

本船が進水した年を西暦で表します。通常、引渡し時点ではなく、**進水年が建造年となります**。

建造年は以下で確認します。

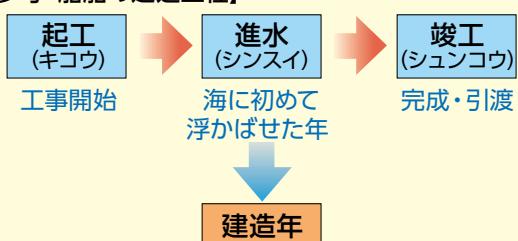
### ①自航船の場合

「船舶国籍証書」の「進水の年月」欄や、「船舶検査手帳」の「進水年月日」など。

### ②非自航船の場合

建造時の「一般配置図」「建造契約書」または「売買契約書」など。

#### 【ご参考:船舶の建造工程】



※進水年が不明の場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ⑨ 総トン数

以下のトン数です。

### ①外航一般商船の場合

国際総トン数

(船籍国の各種登録書類で確認できます。)

### ②その他自航船の場合

登録トン数

(「船舶国籍証書」「小型船舶登録事項通知書(または証明書)」「船舶検査証書」の「総トン数」で確認できます。)

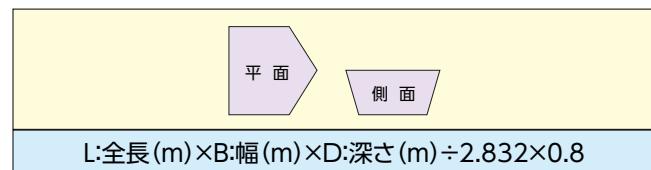
### ③非自航船の場合

船舶のサイズ(L:全長・B:幅・D:深さ)をもとに、以下の計算方法により算出した換算トン数

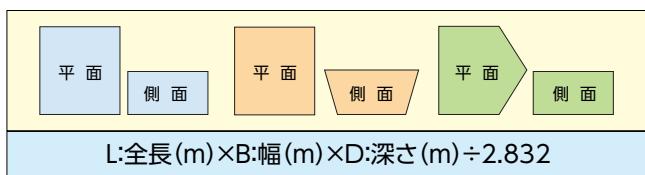
(船舶のサイズは建造時の「一般配置図」などで確認できます。)

### ①浮船渠以外の非自航船

#### ①船型船



## ②船型船



## ②浮船渠

全長(m)×幅(m)×外壁長の高さ(m)÷2.832

## (4)建造中の船舶

予定トン数(換算トン数)

## 10 航路定限

ご契約のときに、ご契約者と保険会社の間で、補償の対象となる航行可能な区域を取り決めます。この航行区域のことと航路定限といい、保険料決定上の要素となっています。

注：船舶の種類によって設定できる航路定限は異なります。  
詳細は損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 11 保険期間

保険期間とは、損保ジャパン日本興亜が補償責任を負う期間です。保険始期・終期ともに年(西暦)・月・日・時刻まで取り決めます。船舶保険は保険期間のとらえ方から、大きく分けて「期間保険」と「航海保険」に大別されます。

### 1. 期間保険

(特定の日から特定の日までを保険期間と定める保険)

#### (1)建造保険以外

通常、保険期間は1年間です。

お申込みの際に時刻を指定しない場合の保険始期・終期の時刻は、船舶保険普通保険約款にていずれも「正午」とみなされます。

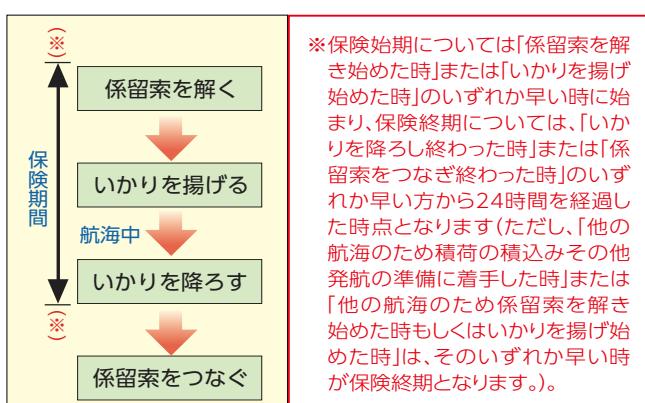
#### (2)建造保険

建造保険の場合には、船体作業開始日(または進水日)から船体引渡し日までが保険期間となります。作業期間に応じた保険契約となりますので、保険期間は数か月から1年以上とさまざまです。

### 2. 航海保険

(航海中の危険を補償する保険)

船舶保険普通保険約款では保険期間を以下のとおりとされています。



## 12 保険価額

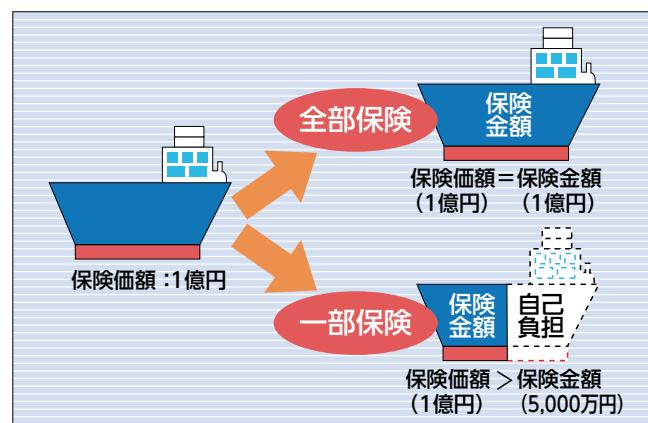
保険価額とは、保険の目的である船舶の価額のことです。船舶保険では、ご契約のときに、船舶の新造価額、売買価額、その船舶を再建造する費用などを考慮して、ご契約者と保険会社との間で保険価額を取り決めます(これを協定保険価額といい、保険金をお支払いする場合の基準となります。)。

## 13 保険制限金額

保険制限金額とは、設定可能な保険金額の最高限度額を示すもので、通常、保険価額=保険制限金額となっています。

## 14 保険金額

保険金額とは、保険会社が一回の事故についてお支払いする保険金の最高限度額を示すもので、ご契約のときに、ご契約者と保険会社の間で、保険価額の範囲内で取り決めます。通常、保険金額=保険価額とします。保険金額を保険価額未満とする場合は「一部保険」となりますが、「一部保険」の場合、保険金は保険金額と保険価額の割合で支払われ、損害額の一部は被保険者の自己負担となりますので十分ご注意ください。



## 15 てん補の範囲

普通期間保険の場合、てん補条件を第2種・第2種+衝突損害賠償金・第5種・第6種等から選択します。

(船舶の種類または状態によって設定できるてん補の範囲が限定される場合があります。詳細は損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。)

※従来無保険、または第2種(第2種+衝突損害賠償金)で付保されていた船舶を第5種・第6種条件でお引受けするときは、船底の損傷を確認するための船底確認(Bottom Survey)が必要です。

## 16 自己負担額(免責金額)

基本契約や追加補償に関する自己負担額(免責金額)を取り決めます。

100総トン以上の商船などで第5種・第6種条件に自己負担額(免責金額)を設定する場合、保険料が割引となる場合がありますので損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご相談ください。

# 特にご注意いただきたいこと

I

## 契約締結時における注意事項

### ① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかつたりすることがありますのでご注意ください。

### ② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

### ④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

### ⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

## 契約締結後における注意事項

### ① 通知義務等

(1)次のような場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- ・契約時に取り決められた航路定限の外へ航行しようとする場合
- ・被保険船舶の構造または用途に著しい変更がある場合
- ・被保険船舶を新たに裸用船に出す、あるいは裸用船者から返船を受ける場合、または裸用船者が変わる場合
- ・被保険船舶の所有権または所有割合が変わること
- ・被保険船舶の管理者が変更される場合
- ・戦争地域、変乱地域へ航行する場合
- ・曳船でない船舶が他船を曳航する場合や、自航船が他船に曳航される場合
- ・被保険船舶の船級、航行資格等の各種資格が変更される場合など

(2)ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

(3)被保険船舶が保険期間中に連續して30日以上休航する場合、保険期間満了後に保険料の一部を返還する「休航戻し」が適用される契約につきましては、休航に先立ち書面により取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

### ② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III

## 万一事故にあわれたら

### ① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、次の内容をただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・事故発生時の日時、場所、航路
- ・事故の概要および原因
- ・本船の損傷状況、損傷箇所、浸水の有無、現場の気象・海象など
- ・積荷がある場合は、積荷の種類、数量、損傷状況
- ・発航港と仕向港
- ・本船でとられている応急処置および救助の必要性
- ・他船と衝突したときは、相手船の明細(船名、船主、航路、保険会社名、相手船の動静など)

#### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

**0120-727-110**

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

## ② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

## ③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ④ 賠償事故などにかかる示談について

衝突損害賠償金や船主責任保険などの賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)船舶保険には、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う示談交渉サービスはありません。

IV

## その他ご注意いただきたいこと

### ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

### ② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

#### 商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ 検索

0120-888-089

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



#### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス  
**損害保険ジャパン日本興亜株式会社**  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111  
〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先